

令和4年度 第1回
大樹町地域公共交通会議 議案
(書面会議)

<会議日：令和4年5月9日>

次 第

【議 事】

1. 令和3年度事業報告について
2. 令和3年度会計収支決算及び監査報告について
3. 令和4年度事業計画（案）について
4. 令和4年度会計収支予算（案）について

令和4年度 大樹町地域公共交通会議 委員名簿

令和4年5月9日現在

区分	氏名	所属	備考
主宰者	酒森 正人	大樹町 町長	会 長
住 民 又は 旅 客	三浦 祥嗣	道の駅コスモール大樹（大樹町商工会 会長）	副会長
	尾藤 宏樹	大樹町行政区長連絡協議会 会長	
	大井 英則	社会福祉法人 大樹町社会福祉協議会 会長	
交 通 事業者	長沢 敏彦	十勝バス 株式会社 取締役執行役員事業本部長	
	吉田 雅典	有限会社 雅交通 代表取締役	
	香島 伸哉	有限会社 大樹ハイヤー 代表取締役	
事業者 団 体	中村 清作	十勝地区交通運輸産業労働組合協議会 副議長	
警 察	柴田 昌則	北海道釧路方面 広尾警察署長	
地 方 運輸局	酒井 啓友	国土交通省 北海道運輸局 帯広運輸支局 首席運輸企画専門官（企画輸送・監査担当）	
道 路 管理者	大江 祐一	国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部 道路計画課長	
	猪又 博高	北海道 十勝総合振興局 帯広建設管理部 道路課長	
	奥 純一	大樹町 建設水道課長	
その他	黒川 豊	大樹町 副町長	
	清原 勝利	大樹町 保健福祉課長	
	山田 貴弘	北海道 十勝総合振興局 地域創生部 地域政策課 主幹	

（委嘱期間：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）

大樹町地域公共交通会議 事務局名簿

令和4年5月9日現在

事務局	伊勢 巖則	大樹町 企画商工課 課長	
	樋口 直樹	大樹町 企画商工課 企画係 係長	
	太田 翼	大樹町 企画商工課 企画係 主査	

1. 令和3年度事業報告について

(1) 会議関係

月 日	場 所	内 容
4月19日	書面開催	第1回交通会議 【議事事項】 ・大樹町地域公共交通計画（素案）における「評価指標及び数値目標」について 【報告事項】 ・大樹町地域公共交通計画（素案）の一部修正について
5月25日	書面開催	第2回交通会議 【報告事項】 ・令和2年度事業報告について ・令和2年度会計収支決算及び監査報告について 【協議事項】 ・令和3年度事業計画（案）について ・令和3年度会計収支予算（案）について ・大樹町地域公共交通計画（最終案）について
8月31日	書面開催	第3回交通会議 【協議事項】 ・令和3年度実証運行計画（案）について ・大樹町地域公共交通計画推進に向けたスケジュールについて
3月30日	経済センター 多目的ホール	第4回交通会議 【報告事項】 ・ワークショップ結果について ・実証運行結果について 【協議事項】 ・今後の方向性について ・本格運行スケジュールについて

(2) 事業関係

月 日	事 業 内 容
6月16日 ～ 3月31日	大樹町地域公共交通計画推進支援業務（業務委託） ①実証実験の企画・取りまとめ ②公共交通マップの作成（内容検討） ③公共交通利活用ワークショップの企画・取りまとめ ④会議の運営支援 ⑤打合せ協議
10月18日 ～ 11月30日	実証運行の実施（業務委託） ①市街地循環便 ②旭浜方面デマンド便（日方、中島、上中島、旭行政区）

2. 令和3年度会計収支決算及び監査報告について

【収入】

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	説明
負担金	5,619,000	5,619,000	0	大樹町負担金
諸収入	0	34	34	預金利息
合計	5,619,000	5,619,034	34	

【支出】

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	説明
会議費	29,000	3,540	△25,460	委員費用弁償
事務費	20,000	1,430	△18,570	振込手数料
事業費	5,570,000	4,543,588	△1,026,412	委託料
予備費	0	0	0	
合計	5,619,000	4,548,558	△1,070,442	

収入 5,619,034 円 支出 4,548,558 円 差引額 1,070,476 円

(大樹町一般会計に戻入)

監 査 報 告

令和3年度大樹町地域公共交通会議会計の収支決算について、関係諸帳簿等を審査した結果、適正に処理されており、収支決算書のとおり相違ないことを認めます。

令和4年4月21日

監 事 大井 英 則 

3. 令和4年度事業計画（案）について

区 分	内 容	摘 要
会議関係	交通会議の開催	必要に応じ開催
事業関係	○本格運行計画（市街地循環便）の検討・作成 ○公共交通マップの作成、情報提供機能の強化等の利用促進策の検討 ○打合せ協議 ○その他	※市街地循環便については、令和4年度内の本格運行開始に向け準備を進める。

※実施事業については、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ時期や方法を検討することとする。

4. 令和4年度会計収支予算（案）について

【収入】

（単位：円）

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
負担金	1,746,000	5,619,000	△3,873,000	大樹町負担金
諸収入	0	0	0	預金利息ほか
合 計	1,746,000	5,619,000	△3,873,000	

【支出】

（単位：円）

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
会議費	15,000	29,000	△14,000	委員費用弁償
事務費	19,000	20,000	△1,000	会議飲料代、振込手数料
事業費	1,712,000	5,570,000	△3,858,000	委託料
予備費	0	0	0	
合 計	1,746,000	5,619,000	△3,873,000	

大樹町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 大樹町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うとともに、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供等を図るための計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議並びに交通計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、大樹町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 大樹町長又はその指名する大樹町職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (6) 道路管理者、北海道警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、役職により交通会議の委員となった者の任期は、その職にある期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第5条に定める会長が交通会議を解散する判断した場合には、解散の日までを任期とする。

(役員)

第5条 交通会議に次の委員を置く。

(1) 会長(1人)

(2) 副会長(1人)

- 2 会長は、大樹町長もしくは町長が指名する者をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐して会議の業務を掌理し、会長不在のとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員報酬は、無償とする。

- 2 委員が会議等に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないことができるものとする。
 - (1) 国、道、町の常勤職員
 - (2) 前号に定める者のほか、申し出のあった委員
- 3 前項の規定により支給する旅費の額は、大樹町職員の旅費に関する条例(昭和26年大樹町条例第8号)の例によるものとする。

(事務局)

第9条 交通会議の庶務を処理するため、大樹町企画商工課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 3 専門的な事項については、会長の判断で事務局の職務を代理で別の者が行うことができる。

(監査)

第10条 会長は、交通会議の会計を監査する監査委員を委員の中から指名する。

- 2 監査委員は、会計監査の結果を会議において報告する。

(財務)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の解散等)

第12条 交通会議が解散した場合における交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が別に定める方法により決算する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成31年3月20日から施行する。
- 2 この要綱は令和2年4月14日から施行する。